



相談

～各種相談についての秘密は厳守します。気軽にご相談ください。～

名称	月日	時間	相談員	内容など	相談場所／問合せ先
人権ホットライン	15日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	人権擁護委員	人権侵害、身の回りの悩み事など電話で相談に応じます。	☎電話相談のみ ☎民生課 ☎820-5635
無料行政相談所	29日(火)	10:00～15:00	行政相談委員	行政に関して皆さんが日ごろから感じる要望や意見、苦情などを気軽に相談できます。	☎くまの・みらい交流館 ☎総務課 ☎820-5601
無料法律相談	11月14日(木)	13:15～17:00	弁護士	暮らしの中で生じた法律上の問題(相談に関する書類がある場合はお持ちください。1人45分以内)※要予約	☎熊野町役場 ☎民生課 ☎820-5635 受付期間:10/21～ ※土日祝日を除く8:30～17:00
生活困窮者相談窓口	月～金(祝日を除く)	8:30～17:15	福祉事務所職員	自立をサポートする相談に応じます。 ☎経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が困難な人(生活保護受給者は除く。)	☎熊野町役場 ☎民生課(福祉事務所) ☎820-5614

行政書士二日無料相談会

広島県行政書士会では行政書士制度広報月間である10月に無料相談会を開催します。他支部での開催については広島県行政書士会のホームページをご覧ください。
時 10月18日(金) 午前10時～午後6時
所 紙屋町シャレオ中央広場(広島市中区基町地下街)
内 相続・遺言に関すること、土地利用に関することなど
問 広島県行政書士会 ☎249-2480
<https://www.hiroshima-kai.org/index.html>
 (総務課)

お知らせ

即位の礼に係る記帳所を設置します
 天皇陛下の即位礼正殿の儀が行われる10月22日(火)に役場庁舎において、町民の皆さまの祝意をお受けするため、記帳所を設置します。筆記用具は備え付けてあります。また、お祝いの品などのお預かりはできませんので、ご了承ください。
時 10月22日(火) 午前9時～午後5時
所 役場庁舎1階エントランスホール
 (総務課)

最低賃金改定のお知らせ

広島県最低賃金は
 令和元年10月1日から、時間額 **871円** です。
 詳細については、広島労働局労働基準部賃金室(☎221-9244)、広島中央労働基準監督署(☎221-2460)まで、お問い合わせください。
 (地域振興課)

農業で新たなスタート —令和2年度就農研修生募集—

広島広域都市圏の取り組みの一つとして、熊野町を含む12市町が広島市の実施する新規就農者育成事業へ連携して取り組みます。セカンドライフとして農業を始めたい人などが生産販売農家として活躍できるよう、知識や技術習得のため1年間を通じて研修を行います。

研修名	対象者	研修内容	研修期間	定員
① スローライフ新規就農者	農地を持たず、熊野町に居住または居住見込みで、研修終了後、就農する人。	栽培の基礎実習(播種・育苗方法、農機具の使用方法、土壌管理方法、出荷方法など)、学科、農産加工、先進農家で視察など	令和2年4月から1年間	各15人
② ふるさと帰農者	熊野町に農地を持ち、居住および就農見込みの人。			
③ チャレンジ女性農業者	③は、女性限定。			

☎無料 ※小農具などで一部自己負担あり。
▷研修場所：広島市農業振興センターは場(広島市安佐北区深川八丁目30番12号)など
☎申込書(役場、公民館窓口にて配布)を、11月30日(土)(※当日消印有効)までに、公益財団法人広島市農林水産振興センター(〒739-1751 安佐北区深川八丁目30番12号)へ提出
 ※研修生は選考審査などで決定されます。
 ご不明なことがありましたら、下記の機関までお問い合わせください。
問 都市整備課(☎820-5608)、(公財)広島市農林水産振興センター☎842-4421

学校教育課からのお知らせ

～令和2年度にお子さんが小学校・中学校に入学する保護者の皆さまへ～

就学援助新入学学用品費の前倒し支給について
 令和2年度に小学校・中学校に入学予定のお子さんの保護者で生活に困窮し、(※認定基準に該当する場合)「新入学学用品費」の入学前支給を希望される世帯を対象に前倒し支給を実施します。

	新小学1年生	新中学1年生
申請締切	令和元年12月20日(金)	
支給額	50,600円	57,400円
支給日	令和2年2月末日	
申請方法	「令和元年度就学援助新入学学用品費就学前支給申請書兼世帯票」に添付書類を添えて提出 【書類提出先】学校教育課 ※申請用紙は「就学時健診および弾力化申請の案内」の通知に同封します。(10月中旬)	「令和元年度就学援助費申請書兼世帯票」に添付書類を添えて提出 【書類提出先】在籍する小学校 ※既に認定されている人は、提出する必要はありません。 ※申請用紙は学校に配置しています。
対象者	令和2年4月に熊野町立小、中学校もしくは町外の国公立小、中学校に入学予定の児童および就学予定者の保護者のうち、以下の条件に当てはまる人 ・令和2年2月1日時点で熊野町に在住している人 ・期限内に申請書を提出した人 ・就学援助(準要保護)の認定を受けた人(認定のための審査あり。) ※次の人は対象になりません。ご注意ください。 ・私立小、中学校に入学する児童および就学予定者の保護者 ・生活保護の入学準備金を受給される人 ・熊野町以外で新入学学用品費の支給を受けた人	
注意事項	・令和2年2月2日以降に熊野町から転出されても、新入学学用品費の返還は求めませんが、転出先自治体には、熊野町で新入学学用品費の入学前支給を行った旨の通知を行います。 ・今回の新入学学用品費の支給を受けた人については、「令和2年度就学援助制度」に認定された場合でも新入学学用品費の支給は受けられません。	

新一年生の通学区域制度について

小学校・中学校に入学する新一年生は、通学区域の弾力化により、本来の通学区域の学校から申請により選択できる学校へ就学することができます。

☎学校教育課 ☎820-5620

来年度、新小学一年生になられる人には、就学時健康診断の案内とともに、10月上旬に通学区域についての説明書と申請書をお届けします。また、新小学一年生にも同じ時期に、お届けします。
 なお、申請書は、熊野町のホームページからもダウンロードできます。
 通学区域の変更を希望される場合は、申請書を教育委員会に郵送、または持参にてご提出ください。
▽申込期限
 11月15日(金)(必着)
 ※期限を過ぎた申請は受理できませんのでご注意ください。
 ※本来の通学区域の学校を希望される場合は、今回の

本来の通学区域の学校	選択できる学校
第一小学校	第二小学校、第三小学校、第四小学校
第二小学校	第一小学校
第三小学校	第一小学校、第四小学校
第四小学校	第一小学校、第三小学校
熊野中学校	熊野東中学校
熊野東中学校	熊野中学校

歯並び矯正は専門医のいる当院へ! 広告

歯並び相談は当院へ
 無料相談受付中
 糖尿病予防はお口から!
 歯のクリーニングをどうぞ!

山野歯科医院 ☎854-1139
 山野矯正歯科 ☎888-8741 (矢野駅前)

熊野町共通封筒広告募集!

募集期間：10月25日(金)まで

募集規格	長形3号
広告枠数/枚	1枠(分割不可)
広告の規格	縦8cm×横10cm
作成枚数	30,000枚
広告料(1枠)	50,000円
掲載位置	裏面下段
刷り色	単色(色指定不可)

※詳しくは、総務課 ☎820-5601

熊野町の火災と救急
 一令和元年8月中—
 火災件数 3件 死傷者 0人
 救急件数 96件 搬送人員 85人
 ※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。